

審 査 基 準

令和7年3月21日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の2第2項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）第105条の2第1項（運転経歴証明書及び運 転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の2の6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定め ることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：交付の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免 許に係る免許証を交付し、又は特定免許情報を記録した都道府県公 安委員会に対して行われた場合にあっては、当該申請の当日中（警 察署等において申出が行われた場合については、各都道府県警察の 実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：警察本部交通部運転免許センター又は住所地を管轄する警察署の 交通窓口（秋田市内での手続きは運転免許センター）
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許センター 管理第一係 （電話 018-863-1111 内線 735-221）
備 考：